

関市未利用施設等の利活用に関する民間提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する未利用等の市有財産に関し、民間事業者等からの自由で創意工夫に富んだ利活用の提案を募集して事業化することで、市の施策や公共施設マネジメントに貢献し、市民サービスの向上や財政コストの軽減につながることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有財産 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の公有財産であつて、民間事業者等による利活用が期待できるものとして、市長が別に定める土地又は建物をいう。
- (2) 民間提案制度 関市未利用施設等の利活用に関する民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）は、市有財産の利活用について、民間事業者等から提案を受け、市と民間事業者等が対話を重ねながら共に事業化を図るものをいう。
- (3) 民間事業者等 株式会社、特定非営利法人、地縁による団体、個人等であつて、提案を自ら実行できる意思と能力を有する者をいう。
- (4) 提案 市有財産の活用方法、事業内容、事業計画等に関する事項をいう。
- (5) 提案者 民間提案制度において、参加資格がある者で、提案の提出を行う者をいう。
- (6) 基準価格 民間提案制度において、市有財産を売却、貸付等するときの基準となる価格をいう。

(提案の対象及び内容)

第3条 民間事業者等は、この要綱及び別に定める募集要項に基づき、市有財産の利活用について提案することができる。

- 2 提案は、次の各号のいずれかに該当し、市の新たな財政負担を伴わないことを原則とする。ただし、将来的に投資回収ができる見込みが立つものや、市にとって大きな政策実現に繋がると期待されるものについては、この限りではない。

- (1) 公共施設マネジメントに貢献するもの
- (2) 地域課題の解決に繋がるもの
- (3) 地域経済の好循環に繋がるもの
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

3 提案が次の各号のいずれかに該当する場合、受理することができない。

- (1) 市や第三者が企画を実現することを期待するだけのもの
 - (2) 法令等に抵触する事業を含むもの
 - (3) その他市長が不適當と認めるもの
- (提案をすることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、提案をすることができない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てをしている者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員に該当する者又は第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
 - (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
 - (6) 関市競争入札参加者資格停止措置要領（平成7年関市告示第77号）の規定による入札参加者資格停止措置期間中の者
 - (7) 市税を滞納している者
 - (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
 - (9) その他市長が不適當と認める者
- (事前相談)

第5条 民間事業者等は、提案にあたり、市へ質問又は相談がある場合は、事前相談申込書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(提案の実施)

第6条 民間事業者等は、提案をしようとするときは、民間提案制度参加申込書（別記様式第2号）に、誓約書（別記様式第3号）、提案者概要調書（別記様式第4号）、企画提案概要書（別記様式第5号）及びその他別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(提案の辞退)

第7条 提案者は、前条に規定する提案を辞退する場合は、辞退届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(民間提案制度の延期等)

第8条 民間提案制度の執行に際し、特別な事情が発生した場合には、市は民間提案制度を延期し、若しくは中止し、又は取り消すことができる。

- 2 前項において、提案者は異議又は苦情を申し立てることはできない。また、提案者が損失を受けることがあっても、市はその補償の責を負わない。

(基準価格の決定)

第9条 基準価格は、固定資産税評価額を基に算出し、決定するものとする。
ただし、市長が必要があると認めるときは、不動産鑑定評価額、比準価格等を参考に決定することができるものとする。

- 2 前項の規定により定めた価格は、経済的変動その他の理由により必要ある場合においては、これを変更することができるものとする。

(事業者の選定方法)

第10条 市長は、提案の内容、提案状況等により、次に掲げる方法により当該市有財産の利活用を行う者（以下「利活用者」という。）又は詳細協議対象提案の提案者（以下「交渉権者」という。）を選定する。

- (1) 1 提案者から基準価格以上の提案 書類審査で選定
- (2) その他 書類審査及びプレゼンテーション審査で選定

(提案の書類審査)

第11条 市長は、提案者からの提案について、第3条及び第4条の資格要件を満たしているか書類審査を行い、その結果を書類審査結果通知書（別記様式第7号）又は市有財産利活用決定通知書（別記様式第8号）により提案者へ通知するものとする。

(提案のプレゼンテーション審査)

第12条 市長は、第10条の規定により、提案者によるプレゼンテーションを受けて総合的に審査を行う必要があると判断した場合は、関市未利用施設の利活用に関する民間提案制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案の内容を審査することとする。

(審査委員会)

第13条 市長は、プレゼンテーション審査をするため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 提案の審査及び評価
- (2) 市長が民間事業者等から徴収する額に関する事
- (3) その他目的の実現に係る重要事項に関する事

3 審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 財務部長
- (3) 提案の内容により担当課となる部局長及び課長
- (4) 管財課長
- (5) その他市長が必要に応じて指名する者

4 委員長は副市長をもって充て、審査委員会を代表して会務を総理する。

5 副委員長は財務部長をもって充て、委員長を補佐する。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 審査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

7 審査委員会の庶務は、財務部管財課において処理する。

(詳細協議対象提案の選定)

第14条 審査委員会は、提案の内容について審査し、市との詳細協議後に事業化すべきと判断した提案を詳細協議対象提案として選定するものとする。

2 審査委員会は、提案について、別に定める評価基準に基づき審査及び評価を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、前条の規定により審査委員会において審査した結果を、プレゼンテーション審査結果通知書（別記様式第9号）又は市有財産利活用決定通知書（別記様式第8号）により、交渉権者、選定しなかった提案の提案者及び

利活用者へ通知するものとする。

(詳細協議)

第 15 条 市と交渉権者は、提案の事業化に向けて協定を締結し、詳細協議を行うものとする。

(契約締結)

第 16 条 市長は、第 10 条の規定により利活用者を決定する場合は、当該市有財産の売却、貸付等に係る契約締結を行うものとする。

2 市長は、事業化に向けた交渉権者との詳細協議等により、提案を実施することが困難であると認めたときは、交渉権者の選定を取り消すことができる。この場合において、市長は、選定取消通知書（別記様式第 10 号）により、通知しなければならない。

(代金の納付及び市有財産の引渡し)

第 17 条 当該市有財産の利活用にとまなう代金は、契約締結の日から 20 日以内に納付しなければならない。

2 前項の代金の完納があったときは、市は速やかに当該市有財産を引渡すものとする。

3 前項の規定により市有財産の引渡しを受けた利活用者は、その引渡しを受けた日から当該市有財産の使用又は収益を開始することができる。

(参加資格の喪失)

第 18 条 第 11 条の規定により、参加資格を有する通知を受けた者が、提案内容等に虚偽の記載をしたときその他審査の公平性に影響を与える行為があったことが判明したときは、当該資格を失い、契約が締結されているときは、当該契約を無効とする。

2 前項に規定する場合において、市長は、参加取消通知書（別記様式第 11 号）により通知しなければならない。

(公表)

第 19 条 市長は、利活用者を選定したときは、非公開情報を除き、速やかにその旨を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、市のホームページへの掲載により行うものとする。

(費用負担)

第 20 条 提案を行うことに要した一切の経費は、提案者の負担とする。

(民間提案制度によらない事業化)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、民間提案制度による市有財産の売却、貸付等に代えて、随意契約により市有財産の売却、貸付等することができる。

(1) 民間提案制度の提案者がない場合

(2) 選定した民間事業者等が権利を放棄し、契約等を結ばず、又は不正な行為があったために選定を取り消した場合

(3) 国又は地方公共団体に処分する場合

(4) その他特に市長が必要と認めた場合

2 前項第1号又は第2号の規定により随意契約を行う場合は、履行期限を除き、当該市有財産を民間提案制度に付するときに定めた条件及び選定手順を変更することはできない。

3 民間事業者等は、民間提案制度によらない市有財産の売却、貸付等の提案をしようとするときは、市有財産利活用申込書（別記様式第12号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(所有権移転の登記)

第22条 売買した市有財産に伴う所有権移転の登記は、売買代金完納後に市が行うものとする。ただし、その登記に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(提案の取扱い)

第23条 市長は、提案に含まれる民間事業者等独自の創意工夫、ノウハウ等が他の民間事業者等に漏れることがないように十分に留意するものとする。ただし、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく公開請求の対象となる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、民間提案制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

事前相談申込書

年 月 日

関市長 様

住所又は所在地

〒

氏名又は名称及び代表者名

⑩

（電話 — — ）

年 月 日付けで公告があった民間提案制度における提案検討にあたり、次のとおり事前相談を申込みます。

記

対象の市有財産	物件番号		
	市有財産等の名称		
	市有財産等の所在地		
相談理由（該当に○）			質問 ・ 現地確認
現地確認希望日時 （希望順位2位）	1	日にち	年 月 日（ ）
		時 間	午前 ・ 午後 時 分
	2	日にち	年 月 日（ ）
		時 間	午前 ・ 午後 時 分
相談・質問内容			
担当部署		担当者役職氏名	
電話番号		Eメール	

別記様式第2号（第6条関係）

民間提案制度参加申込書

年 月 日

関市長 様

住所又は所在地

〒

氏名又は名称及び代表者名

㊞

（電話 － － ）

年 月 日付けで公告があった下記市有財産に係る民間提案制度に参加したいので、民間提案制度実施要綱第6条の規定により、必要書類を添えて申込みます。

記

1 対象の市有財産

物件番号	
市有財産等の名称	
市有財産等の所在地	

2 添付書類

- （1）誓約書（別記様式第3号）
- （2）提案者概要調書（別記様式第4号）
- （3）企画提案概要書（別記様式第5号）
- （4）その他別に定める書類

別記様式第3号（第6条関係）

誓約書

年 月 日

関市長 様

住所又は所在地

〒

氏名又は名称及び代表者名

⑩

（電話 — — ）

年 月 日付けで公告があった民間提案制度における提案書を提出するにあたり、民間提案制度実施要綱及び募集要項に記載されている事項について、すべて満たしていることを誓約します。

なお、当該宣誓に違反があった場合には、それまで提案者が費やした費用を弁償することなしに、提案者の資格を関市が一方的に剥奪する権利を有することに同意します。

氏名又は名称及び 代表者名						
住所又は所在地 (TEL/FAX)	(電話：FAX：)					
提案者の種別	☐ 営利企業 ☐ N P O法人等 ☐ 個人・個人事業主 ☐ 市民団体 ☐ その他（）					
資本金	万円		設立年月日		年　月　日	
従業員等の数	名		提案業務の 担当予定者数		名	
提案業務を担当する 部署・担当者	担当部署： 所　在　地： 担当者役職氏名： 電　話：FAX： Eメール：					
添付書類	●印：必須　△印：該当の場合					
		提出書類名	法人・ 団体	個人事 業主・ 個人	備考	
	1	登記事項証明書	●		法務局発行の現在(履歴) 事項全部証明書 ただし、団体にあっては、 規約、会則その他設立 趣旨が分かるもの	
	2	身分証明書・住民票		●	本籍地の市町村が発行 する身分証明書	
	3	完納証明書 (市町村民税)	●	●	所在地の市町村が発行 する、すべての市町村民 税に未納がない旨記載が ある証明書 ただし、市町村で完納証 明書(未納がないことの 証明書)が発行されない 場合は、納税証明書(直 前1年分)	
	4	財務諸表類	●	△	前年度の決算書など財務 状況が分かる資料	
	5	その他				

(注意事項)

- 1 「従業員等の数」の欄には、役員、従業員、賛助会員などの種類及びその人数を記載してください。
- 2 任意で添付した書類がある場合は、「添付資料」の欄（その他）に当該資料の名称を記載してください。
- 3 官公庁発行の証明書は、発行後3ヵ月以内の原本に限ります。
- 4 必要に応じて、別途、添付資料の提出を求める場合があります。

企 画 提 案 概 要 書

1 提案の具体的内容

提案事業名	
提案事業概要	
効果	効果が期待される項目すべてに○をつけ、その内容を記入してください。 ① 公共施設マネジメントに貢献するもの ② 地域課題の解決に繋がるもの ③ 地域経済の好循環に繋がるもの ④ その他（ ）

2 利活用方法・希望価格・期間

利活用方法	購入 ・ 賃借		
希望価格	円 ※賃借を希望する場合は年額		
賃借希望期間	年	利活用希望開始時期	年 月
備考			

3 事業計画

実施スケジュール	
実施体制	

4 提案に係る資金計画等

(1) 資金計画

資金計画（初期投資概算内訳）		資金調達計画		
項目	金額（千円）	項目	調達先	金額（千円）
設計・管理費		自己資金		
内装工事費		借入金		
設備工事費		出資金		
合計		合計		

(2) 収支計画

経常経費		項目	初年度 (千円)	2年度目 (千円)	3年度目 (千円)
	収 入	事業収入			
		自己資金			
		借入金			
	支 出	人件費			
		賃貸料			
		減価償却費			
	経常損益				

(注意事項)

- 1 記載しきれない場合は、別紙を添付してください。
- 2 記載項目は、必要に応じて追加してください。

別記様式第6号（第7条関係）

辞 退 届

年 月 日

関市長 様

住所又は所在地

〒

氏名又は名称及び代表者名

㊞

（電話 － － ）

年 月 日付けで参加申込した民間提案制度について、下記理由により参加を辞退します。

記

1 辞退理由（「都合により」等のあいまいな表現は避け、具体的に記入すること）

--

2 連絡先

担当部署	
担当者役職氏名	
電話番号	
Eメール	

別記様式第 7 号（第 1 1 条関係）

書 類 審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

住所又は所在地

〒

氏名又は名称及び代表者名

様

関市長 ㊟

次の件について、書類審査結果を通知します。

1 対象の市有財産

物件番号	
市有財産等の名称	
市有財産等の所在地	

2 結果

別記様式第8号（第11条・第14条関係）

市有財産利活用決定通知書

住所又は所在地

〒

氏名又は名称及び代表者名

様

年 月 日付けで公告した民間提案制度における（書類審査・プレゼンテーション審査）の結果、下記市有財産を（売却・賃貸）することが決定しましたので、民間提案制度実施要綱（第11条・第14条）の規定により通知します。

記

1 対象の市有財産

物件番号	
市有財産等の名称	
市有財産等の所在地	

2 価格（売却・貸付）

¥	円
---	---

※貸付の場合は年額を記載

年 月 日

関市長

印

別記様式第 9 号（第 1 4 条関係）

プレゼンテーション審査結果通知書

年 月 日

住所又は所在地

〒

氏名又は名称及び代表者名

様

関市長 ⑩

次の件について、プレゼンテーション審査結果を通知します。

1 対象の市有財産

物件番号	
市有財産等の名称	
市有財産等の所在地	

2 結果

別記様式第 1 0 号（第 1 6 条関係）

選 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住所又は所在地

〒

氏名又は名称及び代表者名

様

関市長 ㊟

このことにつきまして、提案されました事業を実施できない事由が発生しましたので、民間提案制度実施要綱第 1 6 条の規定により、選定を取り消します
ので通知します。

1 対象の市有財産

物件番号	
市有財産等の名称	
市有財産等の所在地	

2 選定取消事由

別記様式第 1 1 号（第 1 8 条関係）

参 加 取 消 通 知 書

年 月 日

住所又は所在地

〒

氏名又は名称及び代表者名

様

関市長 ⑩

このことにつきまして、参加資格を喪失したと判断されましたので、民間提案
制度実施要綱第 1 8 条の規定により、当該契約を無効としますので通知します。

1 対象の市有財産

物件番号	
市有財産等の名称	
市有財産等の所在地	

2 参加資格喪失事由

別記様式第 1 2 号（第 2 1 条関係）

市 有 財 産 利 活 用 申 込 書

年 月 日

関市長 様

住所又は所在地

〒

氏名又は名称及び代表者名

⑩

（電話 — — ）

民間提案制度実施要綱第 2 1 条第 3 項の規定により、下記市有財産を利活用したいので、必要書類を添えて申請します。

記

1 対象の市有財産

市有財産等の名称	
市有財産等の所在地	

2 添付書類

- （1）誓約書（別記様式第 3 号）
- （2）提案者概要調書（別記様式第 4 号）
- （3）企画提案概要書（別記様式第 5 号）
- （4）その他別に定める書類